セラー申込書

2023年 月 日

申込締切日 2023年11月10日(金)

E-mail: ime2024@jtbcom.co.jp 国際MICEエキスポ事務

「商談のご案内」および裏面の「商談会契約規約」を遵守することに同意し、下記のとおり申し込みます。 シャップ セラー申込者 フリガナ 会社名 (和文) (団体名) ※法人格は必ず (英文) 入れてください ₹ 所在地 氏 代表者名 所属 役職 氏 名 担当者名 所属 役職 TEL F A X E-mail 該当する項目に必ず☑印をつけてください。 ※共同出展セラーありの場合は以下もご記入ください。 □共同出展セラー無し □共同出展セラーあり 共同出展 (和文) セラー 団体名称 (英文) ※1ブースにつき 共同出展セラーへの各種案内連絡を希望する場合は以下項目もご記入ください。 共同出展者は 1社・団体まで 扫当者名 連絡先 (TEL) (E-mail) **)申込者カテゴリー**(該当するカテゴリーに🗹印をつけてください。) □ コンベンション推進自治体・組織 □ コンベンションビューロー/協会 □ DMO/DMC □ コンベンション等MICE企画運営業 □ 会場・展示場 □ 旅行業・運輸業 □ MICE関連サービス業 □ 宿泊業 □ MICE業界メディア) □ 外国政府観光局 □ 外資系団体・企業 □ その他(●対応可能言語 (該当する項目に図印をつけてください。) □ 英語 □ 韓国語 □ 中国語(簡体) □ 中国語(繁体) □ その他() 語 **〕申込ブース数及び出展料** (該当する項目に☑印をつけてください。) 出展料 (1ブースあたり) ブース数 合計金額(稅込) JCCB会員及び ¥308,000(稅込) JNTO 賛助団体·会員 円 ブース 一般料金 ¥363,000 (稅込) ブース 円 出展に際してのご紹介の有無 IME2019~2023に出展実績 (共同出展含む) が無い場合、今回の申込について他の会社 (団体) から出展のご紹介があった場合、下記に紹介元をご記入ください。 ご紹介元会社名(団体名) (TEL) 担当者名 連絡先 **ご請求について** (該当する項目に図印をつけてください。) 請求先 □上記と同じ □請求先の変更が必要 □発行元の変更が必要 ※通常、発行元は事務局となります。 ※請求先の変更が必要な場合、下記に詳細をご記入ください。発行元の変更、または請求書送付先が2つ以上ある場合は別途事務局へご連絡ください。 請求書宛名 = 請求書送付先 住所•電話番号 TEL (請求書送付先部署名 請求書送付先担当者名 JCCB 事務局記す 受付者印 受付番号 ●本申込書をお送りいただいた後、事務局より別途請求書をお送りいたします。

国際MICEエキスポ事務局 〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング E-mail: ime2024@jtbcom.co.jp

―申込出展料金の全額

2023年12月1日(金)まで — 申込出展料金の30%

2023年12月2日(土)以降 —

〈キャンセル料〉

<第33回 国際MICEエキスポ (IME2024) 契約規約>

。セラーは主催者が定める商談会主旨に合う情報・サービス・製品を提供する会社・団体その他の事業体に限定され、 主催者は商談内容が、本商談会に適するか否かを決定する権利を有します。

。本申込書のIME事務局の受理をもって受理をもって正式契約とします。同事務局から請求書を送付しますので、原則として契約日の翌月末日までに全申込料を請求書記載の銀行口座へお振込みください。

ブース配置 ------

○ ブース配置はセラーの業種、所在地域等を考慮の上、主催者が決定いたします。

転 貸

セラーは主催者の許可無く契約ブースの全部または一部を他者へ譲渡、貸与をすることはできません。

キャンセル

・セラーがブース申込後に申込ブースの全てまたは一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。※解約日時と解約理由が記載されていれば書面様式は任意としメールでも構いません。その際、次のキャンセル料を申し受けます。

2023年12月1日(金)までは出展料の30%

2023年12月2日(土)以降は全額

- 商談会参加者 (バイヤー) は事前に商談会参加登録をすることによりアポイント登録および当日の入場ができます。
- 商談会参加者 (バイヤー) は商談会の主旨に関心を有する人に限定されます。

- 。商談会及びセミナー・講演の写真撮影権、ビデオ撮影権は主催者が有します。
- ∘ オンライン商談 (オプション) 時のスクリーンショットやビデオ撮影もご遠慮ください。

商談会規定 }------

。商談方法はIME事務局の提供する「商談マニュアル」に規定され、セラーはこれに従うものとします。

商談会の中止 ------

- 。天変地異、伝染病、突発的な社会環境の変化、事件・事故等不可抗力の事態が発生し、開催が困難となった場合、主催者は開催の中止または開催期間・開催時間の変更等を行うことがあります。
 - これによりセラーが被る損害や要した費用について、主催者及びIME事務局は一切の責任を負いません。
- 。開催前に発生した不可抗力の事態により、開催が中止となった場合、出展料から支払うべき経費を差し引いて、残額 を返金します。
- 。開催前または開催中に発生した不可抗力の事態により、開催期間・開催時間が変更・短縮となった場合、出展料は返金しません。